

広告

5月13日(金)から(先着) 申込先・詳細 子育て支援総合センター ☎(208)7961

三浦雄一郎講演会

内 夢をかなえるのは、自分。
日 所 6月12日(日)午後2時〜3時45分。道新ホール(中央区大通西3)。

対 小学4年〜中学生(3人まで)とその保護者500人。

申 はがきに上欄必要事項(氏名は参加者全員)を記入し、5月20日(金)(必着)までに送付。
(抽選)

申込先・詳細 札幌広域圏組合(〒060-0001中央区北1西1明治安田生命札幌北1条西ビル) ☎(290)1313、HP



ヒグマに注意

ヒグマによる事故防止のため、以下にご注意ください。

- △ヒグマに遭わないために▽
 - ①新聞、テレビなどの出没情報に注意する、②早朝や夕方の入山、単独行動は控える、③ヒグマのふんや足跡が見つかったらすぐに引き返す、④音を出して人の存在をヒグマに知らせる、⑤食べ物やごみは必ず持ち帰る。
- △もしヒグマに遭遇したら▽
 - ①決して走らず、静かに立ち去る、②ヒグマが近づいて来たら目をにらみ、視線をそらす、③子グマを見つけても必ず母グマがそばにいるので、絶対に近づかない。

リユースプラザ催し

△リサイクル自転車販売▽
内 展示と申し込み ①5月27日(金)〜13日(金)、②17日(火)〜27日(金)、抽選 ①は5月14日

(土)、②は28日(土)。
△①自転車簡単修理・点検講座▽
内 自転車の簡単な修理・点検方法を学ぶ。
日 5月22日(日)午後1時30分〜2時30分。
対 中学生以上の方10人。
¥200円。
△②ダンボール式生ごみ堆肥化講座▽

受講者には生ごみ堆肥化基材を差し上げます。
日 5月28日(土)午後1時30分〜2時30分。
対 中学生以上の方20人。
△③ごみ減量講座▽
日 6月7日(火)午後1時30分〜3時30分。
対 中学生以上の方20人。
※①②③の 申 5月11日(水)からリユースプラザへ。(先着)

生ごみの堆肥化を支援します

＜電動生ごみ処理機の購入助成＞

内 購入金額(税抜き本体価格)の半額で上限2万円。1世帯1台で200台まで。
対 助成決定後に市内店舗で購入し、アンケートに協力できる、平成20年度以降に助成を受けていない方。
申 はがきを上欄必要事項と購入予定の機種、「電動生ごみ処理機購入助成希望」と明記し、5月31日(火)(消印有効)までにごみ減量推進課(市役所内/1㉮)へ送付。(抽選)
詳細 市コールセンター ☎222-4894

＜生ごみ堆肥化器材の購入助成＞

内 密閉式容器生ごみ堆肥化セット、コンポスターなどを購入する場合に購入費の一部を助成。上限2,000円(税抜き本体価格。2,000円未満の器種は100円未満切り捨て)。
対 市内登録販売店で購入する方2,500人。
申 5月16日(月)から市コールセンターへ。(先着)
詳細 市コールセンター ☎222-4894

＜地域や集合住宅での生ごみ堆肥化を支援＞

内 大型電動生ごみ処理機を購入・設置する地域団体に費用の一部を助成。
助成額 購入費と設置費の合計金額(税抜き価格)の2分の1以内の額か、参加世帯数に2万円を乗じた額のいずれか低い額(上限200万円)。
対 30世帯以上の合意がある町内会やマンション管理組合などの地域団体。詳しくはお問い合わせください。
申 5月2日(月)から市役所12階ごみ減量推進課で配布する申込書を8月31日(水)(必着)までに持参、送付。(抽選)。申込書はHPからも入手可。
詳細 ごみ減量推進課 ☎211-2928、HP

住まいの衛生展
内 スズメバチや害虫の対策、室内空気環境のパネル展示。
日 6月7日(火)〜9日(木)。
所 市役所ロビー。
詳細 環境衛生課 ☎(622)5165

リユースプラザ(厚別区厚別東3の1) ☎(375)1133、HP

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

段ボールなどの引き取りを
依頼できます

32ページをご覧ください。

防災協会 上級救命講習

☐ AEDを含む心肺蘇生法と
けが人への応急手当で。

☐ 6月20日(月)午前9時～午後
5時。

☐ 所 市民防災センター。

☐ 市内に居住か通勤する16歳
以上の方30人。

☐ 往復はがきに上欄必要事項
を記入し、5月14日(土)(必着)
までに防災協会(〒003-0023白石
区南郷通6北市民防災センタ
1内)へ送付。(抽選)

1 ☐ 詳細 防災協会 ☎(861)121

**被災者支援のため市営住
宅の入居者募集を停止**

市では、東日本大震災に
よって甚大な被害を受けた
被災者の方々に、市営住宅
の提供を行っています。こ
れに伴い、当面の間、市営
住宅の入居者募集を停止す
ることとしました。再開す
る際は、改めて本誌でお知
らせします。

停止する募集 5月以降の短
期募集、6月以降の定期空
き家募集。

☐ 詳細 住宅課 ☎(211)280
6、HP

赤十字講習会

△ ① 水上安全法救助員養成1▽
△ 水の事故防止と事故者の救
助、応急手当で。検定あり。

☐ 6月11日(土)・12日(日)・18日
(土)・19日(日)午前9時～午後5
時。全4回。

☐ 所 平岸プール(豊平区平岸5
の14)。

☐ 対 500円以上泳げる18歳以上
の方30人。2千100円。

△ ② 救急法基礎▽
△ 心肺蘇生法、AEDの使い
方。検定あり。

☐ 6月18日(土)午前9時～午後
2時。

☐ 所 赤十字会館(中央区北1
西5)。15歳以上の方40人。
¥千500円。

△ ③ 水上安全法救助員資格継
続1・2▽

△ 水の事故防止と事故者の救
助、応急手当で。

☐ 所 6月18日(土)午前10時～午
後3時。平岸プール。

☐ 対 平成20年6月以降に救助員
の資格を取得して2年以上を
経過した方30人。資格有効期
限の月の末日までが受講期限。
¥千150円。

△ ④ 幼児安全法支援員養成▽
△ 子どもの事故の予防と病氣
への対応。検定あり。

☐ 6月25日(土)・26日(日)午前9
時～午後5時。全2回。

☐ 所 赤十字会館。
対 15歳以上の方30人。

¥千500円。

※ ①～④の往復はがきに上
欄必要事項と生年月日、性別
(③は認定番号、認定月日も)
を記入し、①は5月20日(金)、
②③は27日(金)、④は31日(火)
(いずれも必着)までに日赤札
幌市地区本部(市役所内/1
階)へ送付。(抽選)

△ ⑤ 音訳(朗読)奉仕者養成▽
△ 視覚障がいのある方のため
に、図書などの文字情報をテ
ープに録音する技術を学ぶ。

☐ 7月8日～12月16日の金曜
午前10時～正午。全22回。

☐ 所 かねて2・7(中央区北2
西7)。

☐ 対 18歳～60歳でパソコン操
作のできる方15人。800円。

☐ 往復はがき、FAX。上欄必要事項
と生年月日、性別を記入し、
5月27日(金)(必着)までに音
訳赤十字奉仕団(〒060-0002中央
区北2西7かでの2・7点字
図書センター内、FAX(272)35
06)へ。6月10日(金)午前10
時から開催する説明会への出
席が必要。選考あり。

☐ 詳細 日赤札幌市地区本部 ☎
(211)3339

市有地をお売りします

☐ ① 抽選 8件、② 一般競争
入札 16件。

☐ 抽選・入札日 ①は5月26日(火)、
②は6月22日(水)。

☐ 市役所14階管財課で配布中
の申込書を①は5月19日(木)、

②は6月10日(金)(いずれも消
印有効)までに持参、送付。

☐ 詳細 市コールセンター ☎
(222)4894、HP

**リフォーム・修繕などを
依頼できる地域企業を紹介**

市が選定した事務局が、家
屋のリフォームや修繕などを
頼める業者を紹介いたします。

☐ 内 左表の通り。

問い合わせ・相談

主な実施区	事務局	電話番号
中央・西・南	すまいとくらし・まち相談センター	820-8566
手稲	「もしも北海道」事務局	563-5770
北・東・白厚別	住まいと暮らしの相談室	731-3728
豊平・清田	あしりべつ川の会地域サポート部	881-0821

☐ 来年3月31日(土)まで。

☐ 詳細 市コールセンター ☎
(222)4894、HP

がけ地カルテの公開

崖崩れの恐れのある崖地の
現状や崩壊危険度などを、市
役所2階宅地課で公開中です。

☐ 詳細 宅地課 ☎(211)2512、
HP

排水設備の点検商法に注意を

市は排水設備の点検や清掃
などについて、業者への依頼
や訪問営業は行っていません。

☐ 詳細 排水指導課 ☎(818)34
22

漏水調査にご協力ください

道路の配水管などの漏水を
水道メーターなどで確認しな
がら調査します。調査員が私
有地に立ち入ることがあるた
めご協力願います。なお、費
用の請求や浄水器の販売をす
ることは一切ありません。

☐ 詳細 給水課 ☎(211)7032、
HP



**敬老優待乗車証の返還は
お早めに**

平成22年度の敬老優待乗車
証の返還申請は、5月31日(火)
までです。返還を希望する方
は、お住まいの区の区役所保
健福祉課で申請してください。

☐ 詳細 市コールセンター ☎
(222)4894

**外国人の高齢者・障がい者
に福祉手当を支給**

公的年金に加入できなかつ
たため、年金を受給できない
外国人の高齢者や障がい者に、
福祉手当を支給します。

☐ 本市に外国人登録か住民登
録をしており、次のいずれか
に該当する方。①大正15年4
月1日以前生まれで、永住許
可か特別永住許可を受けてい
る方(昭和36年4月1日以降